

JA東京むさし

冬のキャンペーン



カワセミのムーちゃん



カワセミのサッチャン
© JA東京むさし



定期貯金

募集期間：平成27年12月1日(火)～平成28年3月31日(木)

1年以上2年未満

2年以上

0.13%
金利/年

0.3%
金利/年

■商品名:「JA東京むさし 冬のキャンペーン 定期貯金」 ■ご貯金の種類:期日指定定期貯金(最長3年) ■募集金額:50億円 ■お預け入れ金額:10万円以上300万円未満
■適用金利:1年以上2年未満0.13%、2年以上0.3% ■ご利用いただける方:◎個人のみ◎JA東京むさしの組合員の方、未取引の方は組合員加入いただける方
◎現金もしくは、他金融機関から振込み等による新規のみ。ただし、家賃振込・給与振込・年金受給については現金扱いとする。(定期積金満期給付額を本定期貯金に振替える場合は可)

商品の詳しいご説明やご質問等は、窓口お気軽にお問い合わせください。



facebook



twitter



JA東京むさし

ホームページ

JA東京むさし

検索

JA 東京むさし 冬のキャンペーン定期貯金

◆商品概要

商品名	期日指定定期貯金 愛称:「JA東京むさし冬のキャンペーン定期貯金」																
ご利用いただける方	●個人のみ ●JA東京むさしの組合員の方、未取引の方は組合員加入いただける方 ●現金もしくは、他金融機関から振込み等による新規のみ。ただし、家賃振込・給与振込・年金受給については現金扱いとする。 (定期積金満期給付額を本定期貯金に振替える場合は可)																
期間	●最長3年 ●満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。 (ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに当店に通知が必要です。) ●満期後はスーパー定期貯金(3年複利)店頭表示の一般金利商品となり自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。																
取扱期間	●平成27年12月1日(火)～平成28年3月31日(木) 取扱期間中であっても募集金額50億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます																
限度額	●なし																
預入方法	(1) 預入方法 ———— 一括預入(証書式・通帳式) (2) 預入金額 ———— 10万円以上300万円未満 (3) 預入単位 ———— 1円単位																
払戻方法	●預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。																
利息	(1) 適用金利 ———— ●利率1年以上2年未満0.13%、2年以上0.3% (基準金利プラス商品としない。) ●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ●満期後はスーパー定期貯金(3年複利)店頭表示の一般金利商品となります (2) 利払頻度 ———— ●満期日に一括して支払います。 (3) 計算方法 ———— ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 (4) 税金 ———— ●20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※復興特別所得税の適用により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 (5) 金利情報の入手方法 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。																
手数料	—																
付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。																
中途解約時の取扱い	●当組合所定の利率を適用させていただきます。																
貯金保険制度(公的制度)	【保護対象】当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																
苦情処理措置 および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本店または金融部(電話:042-388-8863)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所(電話:042-528-1358)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00/13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金(祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00/13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 【現地調停】:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 【移管調停】:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00	第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00/13:00～16:00	第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00/13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00														
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00/13:00～16:00														
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00/13:00～17:00														
その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ●当商品は利用高配当の対象になりません ●募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。																

詳しくは店舗窓口にお問い合わせ下さい。

三鷹支店 0422-46-2149
三鷹駅前支店 0422-44-5321
牟礼支店 0422-44-7341
中仙川支店 0422-44-7391
西野支店 0422-31-8511
大沢支店 0422-32-7411

小平支店 042-341-5111
喜平町支店 042-321-0121
花小金井支店 042-463-8822
たかの台支店 042-345-1211
国分寺支店 042-324-2111
新町支店 042-325-2250

小金井支店 042-381-6665
小金井北支店 042-384-1231
小金井東支店 042-384-1241
武蔵野支店 0422-51-2412
境支店 0422-36-3011



JA東京むさし